

新旧対照表

※下線部が改正箇所

旧	新
<p>(構造等)</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、<u>地階を除く階数が3以下のもの</u>にあつては、<u>法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）</u>とすることができる。</p> <p>(2)及び(4) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(構造等)</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合においては、耐火建築物とすること。ただし、<u>次のいずれかに該当する建築物</u>については、この限りでない。</p> <p><u>ア 地階を除く階数が3以下で、かつ、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準に適合するものに限る。）であるもの</u></p> <p><u>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>(ア) 令第110条の5に規定する基準により警報設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(イ) 令第112条第10項に規定する堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第1項第1号に該当する建築物の部分又は同項第2号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第13項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第14項に規定する堅穴部分を除く。）と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第18項第2号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。</u></p> <p>(2)及び(4) (略)</p> <p>2から4まで (略)</p>